

第54回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和4年2月25日開催)

国は2月18日、まん延防止等重点措置が2月20日に期限を迎える道府県について、茨城県など16道府県を3月6日まで延長しました。

茨城県は2月24日、新型コロナウイルスのオミクロン株感染拡大を受け、大規模接種会場の臨時運営などワクチン接種の加速化を図ることを発表しました。

本市においては、直近一週間の陽性者数が160人と、ピーク時の258人に比べ減少傾向が見られますが、依然高水準で推移しています。

本市では、感染状況及び国・県の方針を受け、以下のとおり対応することとします。

本市の対応について

(1) 公共施設等について

●茨城県へのまん延防止等重点措置期間に合わせて閉鎖を延長していた運動施設等（運動施設等を伴う施設においては当該部分）については、十分な感染防止対策のもと、市内在住者に限定し、3月1日（火）より利用の制限を解除することとする。

●上記以外の施設については、当該施設の性質等を踏まえ、利用制限等について所管部署内で十分検討し、対応することとする。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。